

令和2年第8回天草市教育委員会臨時会会議録

1 期 日 令和2年6月11日(木)午後3時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

委 員	黒 鶴 進 治	委 員	行 合 八 恵 子
委 員	木 下 えり子	委 員	蓑 田 え り
委 員	吉 森 啓 司	教 育 長	石 井 二 三 男

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	長 元 忠	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
学 校 教 育 課 長	本 多 俊 隆	学 校 教 育 課 審 議 員	河 内 秀 幸
教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	谷 口 哲 也		

5 本会議に付した議題等

(1) 協議・報告

(1) 市内小・中学校の令和2年度夏季休業日について

(2) 議題

議第24号 天草市立小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和2年第8回天草市教育委員会臨時会を開会する。本日の議事は、まず令和2年度の夏季休業日について協議を願う。協議結果を踏まえて、小・中学校管理運営規則改正案を提案する予定である。

次に、本日の会議に傍聴の申し込みがなかったことを報告する。

(2) 教育長あいさつ

石井教育長： 前は教育委員会、総合教育会議と欠席した。非常に貴重な議論をいただきありがたいと思う。

なお、学校再開後の状況は、概ね順調との報告があっている。

(3) 協議・報告

(1) 市内小・中学校の令和2年度夏季休業日について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

河内学校教育課審議員： まず、今年度の教育課程（授業日数）について説明する。「1 今年度の臨時休業（休校）期間の日数」は、4月15日から30日まで、授業日数で11日、5月1日から29日まで、授業日数で18日。計29日の臨時休業となる。例年、この中に、家庭訪問や授業参観、練習等も含めた運動会が入るため、それらを差し引くと実質の授業のみの日数は23日程度不足する状況。なお、昨年度3月の臨時休業期間の未習内容は、4月・5月の家庭学習や、今年度の学習内容と統合を図る対応などで、全ての小・中学校で履修が完了していると聞いている。

「2 回復措置」について、5月に実施した授業日数は、各学校で2週間程度の登校日で実施した授業時間として26時間、それを日数に直すと4日程度となる。行事の精

選等で確保できる授業日数として、先日の校長ヒアリングにて、行事の精選やカリキュラムの工夫で5日程度を授業日数として確保できると伺った。まとめると、不足分23日に、回復措置の計9日を加えても、14日程度不足することになる。よって今後、この14日分を夏季・冬季の休業日等で確保する必要がある。委員には、この夏季休業日についてご協議願いたい。

加えて、文部科学省からの資料を添付している。先日、新聞報道等で不足日数45日というのが出た。天草市は29日なのに、なぜ45日程度の報道となったかは、3ページに中学校3年生の例を載せているが、国では6月を分散登校という事で設定し、それを加えて45日程度不足という事で示した。天草市は、6月から通常授業を再開したので、29日という事になる。4ページには、現段階での行事予定を載せている。夏季休業日は7月21日から8月30日まで、冬季休業日は12月25日から翌年1月7日までとなっており、これは天草市の管理運営規則で定められているところになる。

石井教育長：事務局より説明があった。何か質問等はないか。

蓑田委員：管理運営規則を改正することは可能なのか。

本多学校教育課長：管理運営規則改正については、この協議を踏まえて、本日この後、規則改正案について議題として協議いただく。

木下委員：昨年度3月分の未修分については問題ないのか。

河内学校教育課審議員：3月分の未習内容は、もともと多くなかった事と、学校側では3月からの家庭学習用にプリント等を配布し、4月・5月の臨時休業中の家庭学習プリントで補足したり、5月の一部授業再開の中で補足授業を行っている。また、子どもたちが予習的に学んだことで、従来3時間かかっていた内容が2時間あるいは1時間で済んだと各学校から聞いている。スムーズに授業を進められているため3月の未習内容はほぼ完了したと聞いている。

木下委員：6月からの授業再開は問題なく入ることができたか。

河内学校教育課審議員：6月からの再開は、5月第3週以降にみなし授業をおこなったおかげで、子どもたちも混乱なく学校生活に入っている。欠席状況は、以前から不登校であった子どもたちに関してはなかなか難しいが、新規に不登校になった、不登校が増えたという報告はない。一番心配していた新1年生についても大丈夫との報告があっている。

木下委員：心配だから行かせたくないという家庭があると、以前報告にあったがどうなったか。

河内学校教育課審議員：以前そういうご家庭があると報告したが、残念ながらまだ登校していない。

石井教育長：ほかに質問等ないか。

吉森委員：行事等の精選とあるが、具体的にどのような行事ができるか。

河内学校教育課審議員：集団宿泊は、教育委員会として中止の方向を示した。体育大会についても、これまで終日で行われていたところを午前中にする事で、準備に10時間かかっていたところが6時間になる。授業参観等についても、2時間を1時間にするなど、年間を通して、少しずつ削減をしていくことで、学校によって違いはあるが、約5日程度を確保できると報告があっている。なお、修学旅行については、教育委員会から指示することはなく、学校での判断という事にしている。

吉森委員：修学旅行もなくなるのではないかと思った。学校の思い出として修学旅行は行かせてあげたいと思う。

河内学校教育課審議員：今のところ、全ての小・中学校で実施する方向で検討している。少し延期する学校、中学校2年生で実施のところを3年生の1学期に延期を検討している学校もあると聞いている。

蓑田委員：水泳の授業等については、どうなるのか。

河内学校教育課審議員：水泳の授業等に関して、熊本市では中止との報道も出ていたが、県から中止との通知等は出ていない。水の中で泳ぐことに関しては、感染リスクはほぼ無いという事だが、問題は更衣室等で密になること。各学校で、グループ分けなど工夫すれば、実施は差

し支えない。これまで水泳については年間時間数が決まっていたが、感染対策等にも時間を要するので、今年度に限っては柔軟に対応するように各学校へ通知している。

その際、体調が気になる子に関しては、事前にかかりつけ医、学校医と相談を行い、十分に配慮しながら水泳の授業等に参加するが、どうしても保護者等が水泳の授業への参加を不安視する場合には、基礎的な疾患のある子どももいるので、個人的に対応することになる。

石井教育長： ただいまの説明に付け加えると、例年、学年当初に実施する内科健診等を今年度に関しては、感染症対策として時期を延期することで医師会と協議している。そこらあたりが不安な親御さんもいるので、心配な方は診断時に相談をしていただくことで考えている。

ほかに質問等ないか。

吉森委員： 足りない授業日数を補うのは夏季休業のみで行うのか。冬季休業日、土曜授業まで使って補うのか。

長元教育部長： 他市の例では、夏季休業のみで補うところ、土曜授業も使って補うところ、冬季休業まで使って補うところなどある。いくつか方法はあると思うので、逆に、今日ご意見を伺いたい。不足日数だけで言うと14日となるので、前回の定例会の際に示した目安で考えると、7月いっぱい授業して、8月24日からの授業再開だと少し不足する計算になる。その足りない部分を土曜授業で補うのか、冬季休業で補うのかなどの意見をお聞かせいただきたい。

吉森委員： 心配しているのが、もし第2波が来た場合には、冬季休業で補わなければいけない事態になるので、私は、まず夏季休業で補ってしまってから、その後に備えるというのが良いのではないかと考えている。

長元教育部長： 吉森委員のご意見としては、まずは夏季休業で補い、冬季休業は、今後の万が一の対応等に備えるという事ですね。貴重なご意見をありがとうございます。

行合委員： 子どもたちは今回あまりにも長い休みになってしまったので、学校に慣れきれず、今とてもきついみたいだ。とにかく今は、子どもたちのモチベーションを上げることが大事だと、子どもたちと接する中で感じている。

不足するのが14日という事であれば、夏季休業期間で補えると思うが、例年だったら中学3年生は、夏季休業中に受験に向けた勉強を行っているの、そのあたりがどうなるのかと思う。吉森委員が言われた第2波が起こった場合に備えて、冬季休業は取っておかなければいけないと思うが、土曜授業について各地域で対応が異なっているので、そこをどう考えているのか。

タブレットと学校のプリントでの自宅学習の期間に、学校の大事さを感じたと同時に、学習における格差を感じた。3月分の履修内容については終わったと言われるが、実質、子どもたちが学習の習熟ができたのか。時間・日数のみで話をされていて、学習内容がしっかりと子どもたちの中で習得されているのかを確認し、足りなかった14日を7月・8月で補っていただければと思う。

河内学校教育課審議員： 内容の習熟については、当然、家庭学習だけでできるものとは考えていない。実際に、各学校から子どもたちの学習には差があったと聞いているので、各学校では個別指導を通して回復を図っている。確かに3月、4月、5月分は、時間をかけながら個別に対応していく必要があると各学校に伝えている。中学校3年生には、夏休み等で定着を図る意味での補習等が各学校で設定されている。例年の6月・7月と比べて今年の6月7月は、先生たちもかなりきつい状況になると思うので、夏季休業をある程度取りつつ、その中で個別の補習等をしていく事が必要となる。加えて、土曜授業は「プラス半日」という考え方になるので、子どもたちにとっては、学習時間が増えるだけとなる。教職員に関しては、土曜日半日分の振替が生じてくる。これが、例えば日曜日に行事を行って次の月曜日は休みという通常時とは違ってくることになる。

石井教育長： 土曜授業だと、子どもたちは授業時間が増えるが、教職員は振替を取らなければならない、という事です。

河内学校教育課審議員： 労働基準法で、その半日分を「前4週、後16週」の期間の中で、取らなければいけない事が決まっている。

石井教育長： ですので、長期休業を短縮すると、土曜授業をおこなった際に生じる振替取得が難しくなるといということですね。

ほかに質問等ないか。

吉森委員： 先ほど言われた習熟度の調査として、テストみたいなものを何回か実施し、個別の習熟度を把握して、みんな平均していけるようにしていただきたい。この学年で覚えるべき事をできなかつたら、子どもたちが次の学年に進んでから困るので、その辺を考慮いただきたい。

行合委員： ほとんどプリント授業であったと思うが、提出に関して差は生じていたか。

河内学校教育課審議員： 全ての子どもたちが同じ量を提出したかは、正直、分からなかったという子はいたので、無理に提出させることはしていない。ある中学校では、宿題が終わってなくても構わないので登校するように案内した学校もあったので、その部分については学校が始まってから、中学校は7月にテストが、小学校はタイミングごとにテスト等があるので、そこで確認し、夏季休業等での個別対応になるかと思う。

蓑田委員： 日数が足りないので、高校受験の範囲を少し狭めるような報道があった。

今回履修しないといけない部分、受験に使える範囲はここまでという線引きがあるが、受験に入らないけれど履修はしなければいけない部分というのは、どう考えたら良いか。

河内学校教育課審議員： 熊本県教育委員会では、高校入試に関して8月にその範囲を示す。確かに、高校入試に関する範囲は示されるが、中学3年生で学習すべき内容というのがあり、基本的には3月までにその範囲を履修することになる。今回の臨時休業の影響を考えて、県教委も、入試に関しては少し範囲を限定するのではないかと考えている。基本的に、学習すべき内容は履修しないといけないが、国も、例えば家庭学習で済ませて良い部分、必ず授業で取り扱うべき部分を示すと言っている。

黒鶴委員： 各校長先生方からヒアリングをされたと思うが、その中である程度の提案・アイデアはなかったか。

河内学校教育課審議員： 不足分をリカバリーする案としては、やはり夏季休業日あたりの事は触れられた。毎日の授業をいかに工夫するかについてよく考えてあった。例えば、ある学校では、7時間の授業を組んだところ、行事等の精選によって授業時間の確保を考えたところもあった。ただ、行事を削っていくと子どもたちの楽しみの部分が減るので、いかにそこを残しながら、子どもたちのモチベーションを保ちながら進めていくかが難しい。私も、毎日授業ばかりというのは過酷だと思う。どうしても、この2か月間というのは大きかったので、リカバリーは夏季休業等を通して行っていかなければと思う。

行合委員： それぞれの性格が違うように、モチベーションの持ち方も違うのでそこが難しいと思うし、教育委員会としてはそこにどう関わっていくかが必要かと思います。

石井教育長： 校長先生方のヒアリングについて付け加えると、毎年行っている事ではあるが、このヒアリングの時間が取れた事は非常に良かったと思う。各々の学校で、この事案に対しての考え方、方法等はバラバラなので、そこをどうまとめていくかが、教育委員会の役割だと思う。また、教育委員会で方向性を決定したらそれに従うと各学校長からも言われている。

今まで幾つか、案も出ているようだが、事務局からの案はあるか。

本多学校教育課長： 事務局としては、先ほど長元部長より示したように、現在予定される終業式を7月いっぱいまで延ばして、7月31日まで登校したと考えるとプラス7日、夏季休業後半についても、8月20日木曜日に2学期始業式を行うとプラス7日。合計14日間と、数字的

には取れることになる。この案についてご意見いただきたい。

また、土曜授業については、先ほどのように振替等難しいところがあるので考えていない。

石井教育長： 2学期の始業式が8月20日。木曜日からの開始にする理由は何かあるか。

河内学校教育課審議員： 月曜日スタートと比べると木曜日スタートのほうが、スタートが切りやすいと思う。例えば、課題の出し方等とか提出物等の都合から木曜日スタートの方が良いと各学校から意見がある。

石井教育長： 事務局からの案に、何か意見等はあるか。

長元教育部長： 追加でお伺いしたい。夏季休業の短縮については、暑さからの健康面で配慮すると、土曜授業の実施が必要となるが、土曜休みが定着している現状で問題点等があれば教えてほしい。

菘田委員： 今の状況は、教育環境の格差もあり、個々の学力に差がついていると考えている。ある私立の小・中学校では、夏季休業は1週間だけで、あとは全部授業となっている学校もある。子どもたちの高校・大学受験の際には、ものすごい差が出てきてしまうので、逆に、授業できる日には、先生方には、子どもたちの能力に合わせた細やかな授業をして欲しいと思っている。そう考えた時に、もしも土曜日授業をおこなうと、平日の授業を見る先生が減ることになり、かえって不安がある。子どもたちには細やかな対応をしてほしい。

吉森委員： 子どもたちと接する機会が多いが、土曜日でも授業という事になれば、半日とは言え、子どもたちのストレスになるのではというのが非常に心配だ。できれば土曜日はしない方向が良いと考える。

行合委員： 不足分の14日が、事務局の案でも取れているし、土曜日というのは、子どもたちが部活動をしたりする日になっている。運動が好きな子には、体育大会とか自分を表現できる貴重な場であるし、そういう子どもたちそれぞれに自己をアピールできる場をしっかりと確保してあげたい。土曜授業を行わなくても時数が取れるのであれば、逆に、子どもたちがストレスを発散できる場を作ってあげる方向で考えたほうが良いのではないか。

石井教育長： いくつか意見もいただいた。本市では教育委員会において、不足分の14日を、夏季休業を8月1日から19日までとする事で補う。どうしても災害等の発生で、必要にせまられなければ土曜日授業は現時点では行わないという事でよろしいか。

(全員了承する)

柴田教育総務課長： 冒頭に出たが、学校運営管理規則では、土曜日・日曜日は休業日という扱いになっている。振替はできるが、そのまま授業日にする事は、規定上はできない事になっている。もし仮に、土曜授業を実施しようという事になれば、当該規定の改正を要したが、今までの協議によると、必要ないとの事である。今後、第2波、第3波、または大雨・台風による災害等、現時点では予測できない事で臨時休校にする必要が生じた場合には、不足する授業日数を土曜日で確保する必要性も出てくると思われるので、この際、土曜日・日曜日を授業日へ変更することも可能とする改正も併せて提案したい。

石井教育長： 冬季休業について、事務局から何か説明あるか。

本多学校教育課長： これまでの協議であったように、不足分については夏季休業で補うという事であれば、冬季休業については、第2波・第3波、それから災害等を踏まえて、今後の状況次第で対応するという事で、今回は、冬季休業の短縮は行わないこととする。

石井教育長： それでは次に、【資料2】について事務局から説明をお願いします。

本多学校教育課長： 幼稚園についても、天草市の場合は4月16日から登園自粛を始め、実際には4月23日から休園という形をとった。5月31日までの約1月半ほど登園できていない。しかし、小・中学校と幼稚園の違いを下部へ記載しているが、「週数については39週を下ってはならない」とあるが、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業については、「特別な事

情」の範疇であるという事を県に確認し、各自治体での対応が示された。他市の例を示しているが、夏季休業を短くしないところは、予定する活動を子どもたちに体験させたい、短縮しないところは暑さを考慮した結果となっている。

本市においては、先生方に子どもたちが慣れて落ち着くのに2か月ほどは必要だろうという意見と、今まで同様の対応で良いという意見の両方があるので、委員の意見もいただいて判断したい。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

メリット・デメリットとしては何があるのか。

本多学校教育課長： 夏季休業をそのままとる事になると、新しい環境になってまだ短いので、子どもたちの安定を考えると一、二か月必要と考えるため、少し延ばしたほうが良いとの意見もある。これまでの期間で体験させようと考えていた活動が行えていないので、年度後半が過密になるとの意見など、両方の意見があっている。

長元教育部長： 新聞の記事ではあるが、例えば、学校を再開するときに考えてほしい事として、健康管理の部分、コロナの第2波・第3波が起こった際の対応の事、学習面に対するバランスの部分、これらの兼ね合いに配慮しながら夏季休業について考えるべきと載っていた。私も、今回考えるに当たって難しいところがあると思っている。

木下委員： 7月いっぱい開園しないと、39週を下まわるのか。

本多学校教育課長： 週の事だけで考えると、実際計算すると、夏季休業を普段のようにとっても38週と、ほぼ変わらない。ただ、休園期間に計画していた教育課程の部分で、やれない部分が当然出てくるが、学校とは違って授業時間数で行っているわけではないので、そこは工夫する必要が出てくることになる。

石井教育長： 幼稚園の場合も、管理運営規則の改正を要するのか。

本多学校教育課長： 幼稚園について、管理運営規則の中で、休みの期間は、園長の申し出によって教育委員会が認めることができるので、規則は変えずに、今日いただいた意見を踏まえて、基本的には3園で揃えたいと考えている。

行合委員： 園長先生方はどのような意見か。

本多学校教育課長： 3園それぞれだが、2園は、できることならば7月いっぱいまで開園したいが、暑さ対策への不安もあるとの意見であった。

石井教育長： 委員さんからいただいた意見を踏まえて、園長先生方と7月いっぱい開園するか協議したい。

木下委員： 確かに天草の場合は、クーラーが付いて夏でも過ごしやすくなったが、小さい子どもたちにとっては、やはり暑くて活動するのが困難という事から夏休みがあると思うので、未習部分があるからと言って、7月いっぱいまで延期するというのは、私は反対です。そういう未習部分というのは、先生方の工夫で対応願いたい。

本多学校教育課長： 言われたように未習だからという理由ではなく、どちらかという、子どもたちが6月スタートによりまだ落ち着かないので、2か月は必要かなという部分が一つある。そこも含めて、今日の意見と、子どもたちの体調面も含めて、基本的には3園で話し合いたい。

行合委員： 時間短縮を考えても良いのではないか。

石井教育長： 様々な意見が出たという事で、投げかけましょうか。それでよろしいでしょうか。

(全員了承する)

石井教育長： それではここで暫時休憩する。

(休憩)

(2) 議題

議第24号 天草市立小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： 再開する。議第24号について事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 議第24号天草市立小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について説

明をする。本案は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として実施した小・中学校の臨時休校措置が長期化したことに伴い、授業日数を確保するため、先ほどの協議結果を踏まえて、小・中学校管理運営規則の改正を行うものである。

資料の「新旧対照表」で説明をする。

管理運営規則の第4条第1項に、夏季休業や冬季休業等の休業日を規定している。同条第2項には、休業日の例外規定を設けている。現行の規則では、学年始休業日、夏季休業及び冬季休業については、あらかじめ校長が教育委員会の承認を得ることで、期間を変更する事ができると規定している。この第4条第2項の規定の前文を改正し、特別の事由があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を得ることで、休業日のうち日曜日及び土曜日、学年始休業日、夏季休業日及び冬季休業日の一部を授業日に変更することができるよう改正を行う。今後、第2波・第3波が心配されるが、新型コロナウイルス感染症発生による新たな臨時休業や、大雨・台風等の自然災害による臨時休校・休業が発生した場合には、土曜日あるいは日曜日を授業日へ変更することが、これで可能となる。

さらに、教育委員会が別に定める場合には、教育委員会からの承認は要しない旨の規定も新たに追加を行っている。

次に、資料の2ページをお願いする。管理運営規則の附則に第3項として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う学期及び休業日に関する特例措置の規定を設けている。この第3項では、本年度に限った特例的な取り扱いを規定しており、本年度に限り夏季休業日は8月1日から8月19日までと変更し、市内各小・中学校に適用する事になる。

改正後の規則は、公布の日から施行する事としている。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

行合委員： 今まで夏季休業日に、陸上等を行っていたと思うがどうなるのか。

河内学校教育課審議員： 毎年9月に郡市中体連が行われていたが、本年度は中止になった。陸上部がある学校は、部活動として行われると思う。

石井教育長： 改正案について、今までは、2号から5号までは、校長が、承認を得て変更することができたのか。

柴田教育総務課長： 現行の管理運営規則からみると、3号の学年始休業日、4号の夏季休業日、5号の冬季休業日、この3つに関しては、特別の事由に該当する場合は、校長からの申し出があり委員会が承認をすれば、期間の変更は可能だった。今回は、2号の日曜日及び土曜日についても、同様に変更ができるように改正をお願いする。今回、第2項の改正に「ただし書き」を新たに設けている。内容としては、今までは、教育委員会で改正するには本則の条文を変えないといけませんが、事由がある場合については、別の定めにより、教育委員会主導で期間を変更できる規定を設け、それに基づき、附則で、今年度限りの特例を設けている事になる。

石井教育長： 特別な事由とは、何を指すのか。

柴田教育総務課長： 想定している事由としては、新型コロナウイルスの第2波・第3波が市内の小・中学校で発生した場合。現在、文科省等から来ている通知からは、市内全域の小・中学校を一斉に休校する措置は取らず、必要最低限の休校措置でとどめる考え方も示されている。そうなると、発生した小・中学校は、授業日数が不足する可能性があるため、土曜日・日曜日に授業日を確保する必要も出てくる想定もできる。また、大雨・台風についても全校一斉に休校になるという事はなく、部分的に災害が発生すれば休校という事になるので、そういった場合には、またその学校だけが授業日数が不足する事になると想定をしている。

木下委員： 柔軟に対応できるという事で理解してよいか。

柴田教育総務課長： ここまで改正をしておかないと、もしそういう事態が発生したときに、再度お集まり

いただいて管理運営規則の改正を要する事になるので、今回併せて改正を提案した。

長元教育部長： 柔軟に対応できる反面、適用する特別な事由について詰めておく必要があると考えている。

石井教育長： この規則は、いつから施行することになるのか。

柴田教育総務課長： 改正規則については、公布の日からという事になる。本日、委員会で承認があれば、告示の手続きを行うので、直ちに小・中学校には通知をしたい。

(3) その他

石井教育長： 他に事務局から何かないか。

柴田教育総務課長： 教育総務課から2点ご連絡をさせていただく。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、市有の公共施設の休館措置を実施していたが、緊急事態宣言の解除、熊本県の感染未確認地域へのレベル引き下げが行われたことを受けて、十分な感染拡大防止対策を講じたうえで、段階的な使用再開を進めることになった。

教育委員会所管の施設で、現時点で完全に利用を休止しているのは、小・中学校施設の一般利用者への開放、御所浦交流センター、天草町交流センターブルーアイランド天草となる。このうち、小・中学校の一般利用者への開放については、週明けの6月15日月曜日から利用可と決定したのでお知らせする。

2点目として、6月の定例会を6月25日木曜日14時から開催するので、日程調整を願う。教育委員については、今月末日で行合委員、蓑田委員が現在の任期満了を迎えられる。現在開会中の市議会で教育委員の任命について提案され、審議される。教育委員の再任、交代のいずれについても、教育委員の新たな任期開始直後に教育委員会臨時会を開催する必要があり、この臨時会を7月1日水曜日16時から開催するので、これについても日程調整を願う。

(4) 閉会

石井教育長： これを持ちまして、令和2年第8回天草市教育委員会臨時会を閉会する。